

入札公告（請負施行）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月 4日

農事組合法人 池川茶業組合
組合長 品原 伸



1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：農事組合法人 池川茶業組合
- (2) 補助事業名：中山間地域所得向上支援対策事業
- (3) 工事名：(仮称) 池川茶業組合 荒茶加工施設増築工事
- (4) 工事場所：高知県吾川郡仁淀川町坂本 1696
- (5) 工事概要：荒茶加工施設の増築工事、荒茶予冷庫新設
- (6) 工期：着工：平成30年 11月10日（予定）
完成：平成31年 3月20日（予定）
引渡し：平成31年 3月25日（予定）
- (7) 工事請負契約締結
ア. 契約は落札の日より10日以内に契約する。(旧四会連合協定契約書)
- (8) 入札事項：建設工事請負金額

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経常利益が直近3ヵ年連続赤字ではない者であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 建設業法第3条第1項の規定により、建設業の許可を受けた者であること。
- (6) 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の総合評点P（建築一式）が682点以上であること。
- (7) 建設業法第26条による技術者（主任技術者）を施工現場に専任で配置できる者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

名 称 : 農事組合法人 池川茶業組合
住 所 : 高知県吾川郡仁淀川町坂本 1696
電 話 : 0889-34-3877
担 当 者 : 品原 伸

(2) 入札説明書の交付期間、連絡先及び説明場所

ア. 期 間 : 平成30年10月 4日 (木) ~平成30年10月18日 (木)
(土・日・祝祭日を除く。9時から17時まで。)

イ. 場 所 : 農事組合法人 池川茶業組合

ウ. 電 話 : 0889-34-3877

(3) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期間、場所及び方法

ア. 期 間 : 平成30年10月 4日 (木) ~平成30年10月18日 (木)
(土・日・祝祭日を除く。9時から17時まで。)

イ. 場 所 : 農事組合法人 池川茶業組合

ウ. 方 法 : 上記場所に持参、または郵送のこと (郵送の場合は期間内に必着)

(4) 入札及び開札の日時及び場所ならびに入札書の提出方法 (予定)

ア. 日 時 : 平成30年11月 5日 (月) 11時00分

イ. 場 所 : 農事組合法人 池川茶業組合

ウ. 方 法 : 上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価額の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる時は、予定価額の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行なうことができる。

7. その他

詳細は入札説明書による。

競争参加資格通知にかかわらず、見積業務に発生する費用負担は各社にて負担する。

以上